

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
12月12日
(火曜日)

目次

告示

- 家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課).....一
- 宇部都市計画土地区画整理事業の変更(都市計画課).....一
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....一
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....三
- 土地改良区設立認可申請に係る決定(農村整備課).....四
- 県営玖北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....四



山口県告示第六百六十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十八年十二月十二日

病名	種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭数	発生場所	発生年月日
伝達性海綿状脳症(牛(ホルスタイン種))	疑似患畜	一	萩市大字山田五五五	平成一八、一二、一	

山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画土地区画整理事業を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び宇部市都市開発部区画整理課に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 宇部都市計画土地区画整理事業小串土地区画整理事業
- 二 変更の内容
- 区域の変更

山口県告示第六百六十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域(第二工区)
- (一) 位置
- 下関市彦島迫町六丁目三三三二の一から同町三二二七に沿接する道路に至る土地の地先公有水面
- (二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から三四六度五七分三四秒四九四・三六メートルの地点を中心とする半径四九四・三六メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ南側の円弧、3の地点から9の地点までを順次結んだ線、9の地点と10の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L.+一・二七メートル)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と10の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 下関市大字彦島字ソヘラの老の山公園三等三角点(北緯三三度五六分四八・五五四秒東経一三〇度五四分一七・五三三秒)から二五〇度五一分三二秒六九五・六一メートルの地点

2の地点 1の地点から七七度〇五分三一秒一九・三七メートルの地点

- 3の地点 2の地点から七〇度〇四分四三秒一八・三九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六三度一二分三〇秒七〇・四〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三度一三分五〇秒九・三九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から六三度一二分三三秒四・九九メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一五三度一三分三三秒六・八九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から六三度一一分二〇秒一〇四・八六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一三〇度五二分三八秒四・八八メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二四〇度四三分〇二秒三三七・三五メートルの地点

(三) 面積
一、三八三・三一平方メートル

二 免許の年月日及び番号
平成十三年八月二十四日 指令港湾第七号の五

三 関係図書を閲覧できる市町
下関市

四 認可を受けた者
山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日
平成十八年九月十五日

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一工区

下関市豊北町大字矢玉字高麗四の三から同字二〇四一に至る土地の地先公有水面

2 第二工区

下関市豊北町大字矢玉字西浦三二二の一から同字二〇四六に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から4の地点までを順次結んだ線、4の地点から一〇三度一二分四三秒二〇・七〇メートルの地点を中心とする半径二〇・七〇メートルの円で4

の地点と5の地点を結ぶ北西側の円弧、5の地点と6の地点を結んだ線、6の地点から三五度五五分二八秒九・三〇メートルの地点を中心とする半径九・三〇メートルの円で6の地点と7の地点を結ぶ南東側の円弧、7の地点から10の地点までを順次結んだ線及び1の地点と10の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位(D.L. + 一・二三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二工区

次の11の地点から14の地点までを順次結んだ線及び11の地点と14の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域並びに15の地点から21の地点までを順次結んだ線、21の地点から一六五度三三分〇〇秒一七・三〇メートルの地点を中心とする半径一七・三〇メートルの円で21の地点と22の地点を結ぶ北側の円弧、22の地点から24の地点までを順次結んだ線及び15の地点と24の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 下関市豊北町大字神田上字杖阪の杖阪二等三角点(北緯三四度一五分三七・四七三秒東経一三〇度五四分二四・七三〇秒)(以下「基準点」という。)

- 2の地点 1の地点から一三度〇八分二秒四五・六一メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八三度〇七分二四秒〇・七〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一三度〇四分五九秒一四・一九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から四六度一八分二四秒二二・六〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から八一度三二分四一秒三九・二六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から四七度〇四分〇〇秒一・九二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から七度一八分〇〇秒一三・八五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九七度一八分二八秒〇・七〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から七度一九分二〇秒三・〇九メートルの地点
- 11の地点 基準点から三〇九度四七分五一秒二、三〇六・一二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一二度五七分五一秒三五・七二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇二度五七分五〇秒〇・七〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一三度〇七分二五秒一五・五四メートルの地点
- 15の地点 基準点から三一度〇七分二四秒二、三二八・九六メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二四度〇八分一七秒四・八一メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一三度〇七分二八秒一・八七メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二九度四五分四七秒三・一一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から四三度一八分〇〇秒六・〇五メートルの地点

- 20の地点 19の地点から六八度三五分三秒三三・九〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から七四度一〇分二秒二五・九六メートルの地点
- 22の地点 21の地点から九二度五二分一七秒一〇・三〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一一五度五四分一三秒三・九五メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一二二度四一分一八秒四・〇二メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一工区 六九九・二八平方メートル
- 2 第二工区 四八七・四六平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十五年五月十九日 指令港湾第七号の二

三 関係図書を閲覧できる市町

下関市

四 認可を受けた者

下関市南部町一番一号

下関市

下関市長 江島 潔

五 認可の年月日

平成十八年九月十三日



(六一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十五日山口県公告(三九五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月十二日から平成十九年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロックシティ防府
所在地 防府市鐘紡町二七
二 意見の概要
交通に係る事項について配慮を求める。

(六二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年八月四日山口県公告(四一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月十二日から平成十九年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年八月四日山口県公告(四二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月十二日から平成十九年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハイパーモールメルクス綾羅木

所在地 下関市綾羅木新町三丁目二番一号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(六二二) 土地改良区の設立の認可の申請に係る決定

次の土地改良区の設立の認可の申請は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 土地改良区の名称等

土地改良区の名称

申 請 人

萩市三見土地改良区

三村 至宏ほか二〇人

二 縦覧の期間

平成十八年十二月十三日から平成十九年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六二三) 県営玖北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営玖北地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営玖北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年十二月十三日から平成十九年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成十八年十二月十二日印刷
平成十八年十二月十二日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金 千七百円（送料共）